

大館市移住支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新秋田元気創造プラン（秋田県デジタル田園都市国家構想総合戦略）及びおおだて未来づくりプランに基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、秋田県（以下「県」という。）と市が共同で行う移住・就業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市に移住した者に対し、大館市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、県の第2期秋田県移住・就業支援事業（以下「県移住・就業支援事業」という）実施要領のほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 世帯 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時及び移住元において、同一世帯に属している世帯
- (2) 単身 前号に該当しない世帯

（交付金額）

第3条 移住支援金の交付金額は、単身の申請の場合にあっては60万円、世帯の申請の場合にあっては100万円とする。

- 2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、前項の世帯の申請の場合の金額に18歳未満の世帯員1人につき100万円を加算する。

（対象者要件）

第4条 移住支援金の交付の対象者（以下「交付対象者」という。）は、申請時において次に掲げる要件のうち、単身の申請の場合にあっては第1号の要件及び第2号から第5号までのいずれかの要件を満たすものとし、世帯の申請の場合にあっては第1号の要件、第2号から第5号までのいずれかの要件及び第6号の要件を満たすものとする。

- (1) 移住等に関する要件
次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）山村振興法（昭和４０年法律第６４号）離島振興法（昭和２８年法律第７２号）半島振興法（昭和６０年法律第６３号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京２３区内に通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- イ 住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤をしていたこと。ただし、東京２３区内への通勤の期間については、住民票を移す３月前までを当該１年の起算点とすることができる。
- ウ 東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。
- エ 県移住・就業支援事業に係る交付金の交付決定があった後であって、市において移住支援金交付事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- オ 申請日において転入後１年以内の者であって、移住支援金の申請日から５年以上継続して市に居住する意思を有しているものであること。
- カ 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- キ 日本人であること。ただし、外国人にあっては、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ク 過去１０年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に１８歳未満の世帯員だった者が、５年以上経過し、１８歳以上となり、県及び市が認める場合を除く。
- ケ その他県又は市が移住支援金の対象者として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (エ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以後であること。
- (オ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (カ) 転勤、出向、出張及び研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (キ) 当該就業に当たって、国の他の補助金の交付を受けていないこと。

イ 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張及び研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しないものとする）

る。) こととし、かつ週 20 時間以上市内でテレワークにより勤務すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型)) 又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

申請者又は世帯要件に該当する配偶者がアの要件のいずれかを満たし、かつ、申請者がイの要件のいずれかを満たす者であること。

ア 支給対象者の要件

(ア) 転入日の属する年度又は転入日の属する年度の前年度から起算して 5 年度以内に市が指定する事業へ参加した経験があること。なお、市が指定する事業は別に定める。

(イ) 転入日の属する年度又は転入日の属する年度の前年度から起算して 5 年度以内に市サテライトオフィス体験事業費補助金の交付を受けた経験があること。

(ウ) 転入日の属する年度前 10 年以内に秋田看護福祉大学 (秋田キャンパスを除く。) 又は秋田職業能力開発短期大学校を卒業していること。

(エ) 転入年又は転入の前年から起算して 5 年以内で 2 か年以上、本市にふるさと納税を行ったことがあること。

(オ) 市に転入する直前の 5 年以内に県内の在住歴がなく、かつ、市に転入する以前に通算で 10 年以上市内での在住歴があること。

イ 地域の担い手確保の要件

(ア) 市内で農林水産業に就業していること。

(イ) 市内で家業等へ就業していること。

(ウ) 市が認めた企業等に週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就職していること。

(エ) 市や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に転入直前の 5 年以上継続的に参加しており、申請後も 5 年以上継続する意向があること。

(オ) 市内で新たに事業を営んでいること。

(5) 起業に関する要件

申請日前 1 年以内に県が実施する起業支援事業 (地域課題解決枠) に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯の要件

移住支援金の世帯の対象者は、前各号のいずれかに該当する者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、同一世帯に移住支援金の支給要件に該当する者が複数いる場合にあっては当該世帯のうち支給対象者はいずれか1人とする。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員が転入後1年以内であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

2 前条第2項の加算対象となる18歳未満の世帯員は、前項に規定する世帯に属し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 移住元において同一世帯に属していたこと。

(2) 申請時において同一世帯に属していること。

(3) 申請日において転入後1年以内であること。

(4) 申請日が属する年度の4月1日時点において、18歳未満であること。

(5) 申請者の配偶者ではないこと。

(6) 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、大館市移住支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 就業証明書(大館市移住支援金の申請用)(様式第2号)又はこれに準ずる書類

(2) 就業証明書(大館市移住支援金(テレワーク要件)の申請用)(様式第3号)又はこれに準ずる書類

(3) 就業証明書就業時間の報告書(移住支援金(テレワーク要件)の申請用)(様式第4号)又はこれに準ずる書類

(4) 交付申請者の本人確認書類

(5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

- 第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに第2期秋田県移住・就業支援事業に係る大館市移住支援金交付決定通知書（様式第5号）により、交付申請者に通知する。
- 2 支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付ができない場合は、その旨を交付申請者に通知する。

（支援金の交付）

- 第7条 市長は、交付決定を行ったときは、交付決定の日から1月以内に交付申請者に対し移住支援金を交付するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

- 第8条 交付の決定を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という）が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、大館市移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第6号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

- 第9条 市長は前条の規定による再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに大館市移住支援金交付決定通知書（様式第5号）に〔再交付〕と付して、交付決定者に交付する。

（報告及び立入調査）

- 第10条 県及び市は、移住・就業支援事業の実施状況その他を確認するため、必要があると認めるときは、移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（就業状況等の異動届出）

- 第11条 交付決定者は、交付の決定があった日から5年を経過するまでの間に住所、就業先について異動があったときは、大館市移住支援金に係る住所等変更届出書（様式第7号）により市に届出をしなければならない。

(返還請求)

第 1 2 条 市長は、移住支援金の交付を受けた者 (以下「受給者」という。) が次の各号で掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があ

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から 3 年未満に市から転出した場合

ウ (就業の場合のみ該当) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 県起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に市から転出した場合

2 受給者が県内他市町村へ転出入した場合は、県及び市の判断により、前項第 1 号イの要件に該当するときは支給額の 4 分の 3 の額、同項第 2 号の要件に該当するときは支給額の半額の 4 分の 3 の額について、返還を求めない場合がある。

(雑則)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、県と市が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 13 日から施行し、この要綱の施行の日以後に大館市に転入した者について適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、この要綱の施行の日以後に大館市に転入した者について適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、この要綱の施行の日以後に大館市に転入した者について適用する。

附 則

この要綱は、令和５年８月１日から施行し、この要綱の施行の日以後に大館市に転入した者について適用する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、この要綱の施行の日以後に大館市に転入した者について適用する。